

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 462

平成20年 3月31日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

保険用語の見直しあれこれ 利用者の視点優先で分かりやすく

生損保各社が「保険用語の見直し」に着手している。例えば「免責事由」を「保険金を支払わない場合」などと、可能な限り一般的な言葉に置き換える。大手生損保はすでに昨年から作業を始めており、多くは08年度中に全ての見直しを終える見通し。

日本生命保険や第一生命保険は、保険の説明書に専門用語の解説を載せて充実を図る。利用者にもっとも難解で煩雑なのが約款だが、東京海上日動は昨年4月から改定作業に入り、今年7月以降には約款も見直す。明治安田生命保険も約款を見直し、08年度中をめどに専門用語を置き換える。住友生命では昨年7月には全ての契約書の見直しを終えているが、特に業界特有の「保険年齢」方式を、誕生日ごとの「満年齢」方式に改め、契約内容をより分かりやすくする。損害保険ジャパンは今年4月から説明書において、「被保険者」を「補償の対象になる方」とするほか、イラストも多用し初心者でも理解できるよう工夫する。

この背景には会社側と契約者双方が難解な用語を中途半端な理解や確認で契約してしまう問題がある。これを「保険金未払い問題」の一因とみており、再発防止策として前述の改善に至った。むろん経営体質や説明責任は問われるが、利用者側に立った視点の欠如への反省が窺える。投資信託を扱うゆうちょ銀行も、初心者や高齢者に理解しやすい商品説明書を作った。

過大還付申告は過大部分に加算税 自主的な修正申告は加算税を免除

所得税の確定申告が終わったばかりだが、例年、還付申告では、知識不足や勘違いによって還付税額を過大に申告するというミスが目立つという。過大に所得税の還付を受けた場合、税法上もペナルティが課されることになる。

よくある過大還付申告では、医療費控除額の計算において、本来差し引くべき保険金等で補てんされる金額を差し引かずグロスの医療費を医療費控除額としてしまうミスがある。

還付申告といえば納付税額が生じないため、過大還付であってもペナルティは課されないと思っている人もいるようだが、過大還付となれば、結果としてその分所得税の納税が過少になるため、その過大部分については過少申告加算税が課されることになる。例えば、40万円の還付申告を行い、結果的に30万円が過大だった場合は、その過大分について過少申告加算税が10%課され、差し引き還付税額は7万円ということになる。

もっとも、過大還付に気付いて納税者が自主的に修正申告を行えば、過少申告加算税は免除されることになる。ただしこの場合でも、延滞税については原則課税されることになるので留意したい。

こうしたことから、確定申告は終わったばかりだが、還付申告の内容をもう一度見直して、保険金等で補てんされる金額を差し引かないなどのミスがないかどうかをチェックすることをお勧めしたい。

今週のキーワード

保険用語の見直し

見直しされた保険用語を以下に挙げて行く。承認書(契約内容の)変更手続き完了のお知らせ 掛ける(保険を)契約する、加入する 付保 補償、加入 担保危険 補償される事故、損害 全年齢担保 年齢を問わず補償 責任開始 保障の開始(生保の場合) 免責金額 自己負担額 保険契約者 お客さま、保険を申し込んだ人 など。また、ゆうちょ銀行が見直した投信用語には、クローズド期間 解約停止期間 などが挙げられている。